

「配達記録郵便廃止及び特定記録郵便新設」に係る審議会答申 に対する対応について

平成 20 年 12 月 5 日の審議会答申において、認可の留意事項となっていた事項について、以下の点の通り、報告します。

利用者還元施策の策定（郵便事業株式会社）

○インターネットを利用した書留郵便物差出票・宛名ラベルの印刷ツールの提供

（概要）

書留等郵便物については、差出の際、一般差出人は、窓口において「書留郵便物差出票（以下「差出票」という。）を作成し引受番号を取得している。**一般差出人の当該作成等の時間短縮を図ることを目的に、Web ツールを提供し、差出票、引受番号、宛名ラベルの作成が自宅等でもできるようにする**

平成 21 年 3 月 1 日 実施

○早朝配達の実施エリアの拡大

（概要）

書留郵便等は、準備出来次第配達しているため、朝など受取人様の在宅率が高い時間帯に配達できていないケースもある。在宅率が高い時間帯に、書留郵便等を配達できるよう作業を見直し、受取人に早くお届けできるようにする。

（現在、一般的な配達時間は 9 時～であるが、8 時～とする方向）

実施時期 平成 20 年 10 月 29 支店（実施済み）

平成 21 年 3 月以降（エリア拡大予定）

○持ち戻り郵便物等の 24 時間再配達自動受付（IVR）のサービス提供エリア拡大

（概要）

現在、受取人の不在等のために持ち戻りとなった郵便物については、社員による電話、24 時間再配達依頼自動受付（IVR）、インターネットなどにより、再配達依頼の受付を行なっている。このうち、**24 時間再配達自動受付（IVR）のサービス提供を受けているのは、一部の地域のみであるが、未導入の地域へのサービス提供を開始する。**

実施時期 平成 13 年以降順次 212 支店（実施済み）

平成 21 年 10 月以降、未導入の地域へ順次拡大

適切な周知・準備期間の設定

○ヒアリングの実施（総務省）

配達記録郵便の大口利用者にかかる事業者団体に対し、下記の通り、ヒアリングを実施した結果、**3月1日のサービス開始で問題がないとの回答**があったことから、当初の計画通りのサービス開始とした。

なお、**当課の行政相談にも、サービス開始日に係る要望・苦情は寄せられていない。**

（ヒアリングを行った事業者団体の反応）

12月12日 クレジットカード関係団体（調整部門）

3月1日廃止ということで問題なし。

地方に所在する中小口利用者に対しても、変更内容等について、郵便会社から丁寧に説明してほしい → 郵便事業(株)に要望を伝えた

12月12日 金融関係団体（総務部門）

システム対応上の問題は特段生じていない。

○ 郵便事業株式会社における周知活動等

・ 周知活動の内容

実施時期	周知手段	実施場所（予定）
H20. 12. 5	ホームページへの掲載	会社ホームページ(掲載中)
H20. 12. 5～	戸別訪問	大口企業(約1,200社)、 各種関連協会 等
H20. 12～	周知ポスター	対応可能な郵便局窓口・ゆうゆう窓口（会社支店窓口）に掲出
H21. 2. 2	メルマガへの掲載	メルマガ【郵便局会社実施施策】
H21. 2～	リーフレット設置・配付	ゆうゆう窓口（会社支店窓口） 郵便局会社窓口
H21. 3月中	新聞等への広告掲載	新聞等

・ その他の対応

既存の専用封筒の流用期間の設定（1年1ヶ月間）

大口のお客様向けお問い合わせ番号の継続利用期間の設定（同）

配達記録とする受取人払い郵便物等の差出有効期間内の取扱い（最長約2年間）